

お孫さまへの教育資金贈与をご検討されている皆様へ…

JAあさか野

JA教育資金贈与専用口座

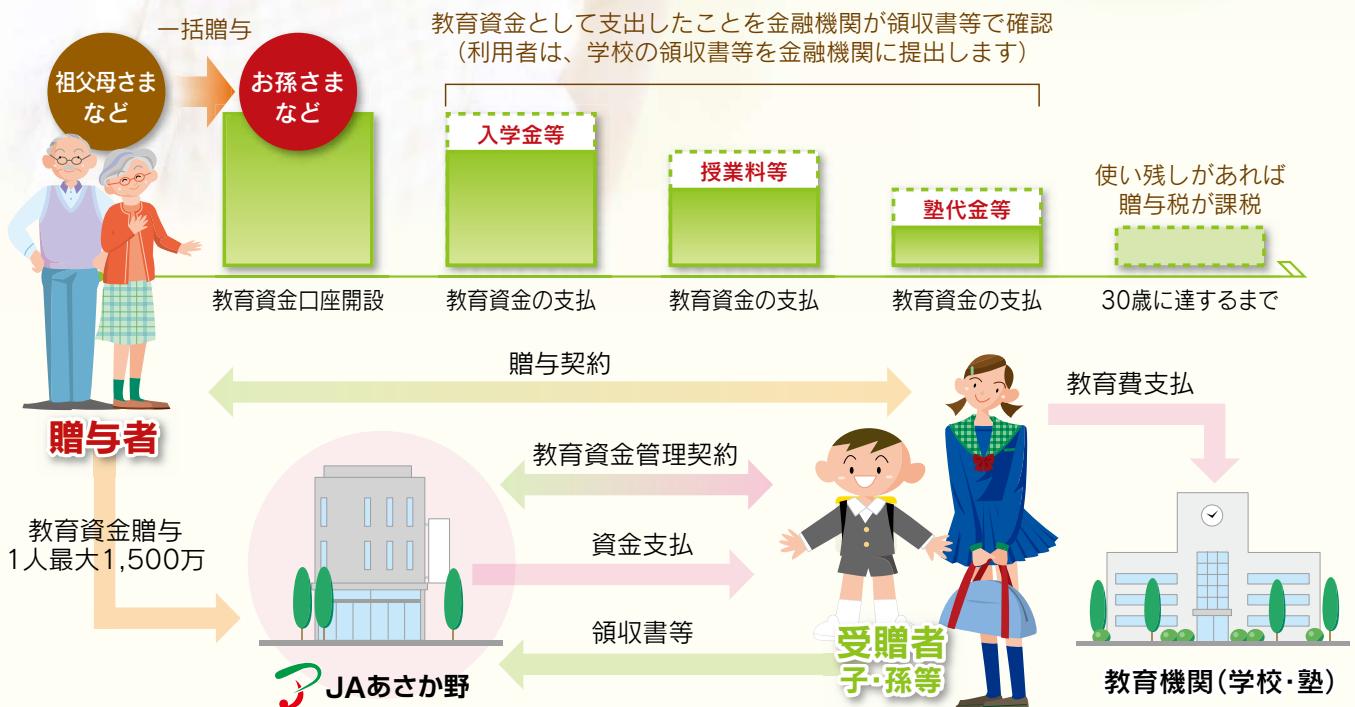
祖父母さま等がお孫さま等に対して、
教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、
受贈者の名義で新たに開設された口座に
貯金された場合には、贈与税が非課税と
なる制度です。

子どもたちの
夢につながる
未来への
プレゼント!

最大、1人につき
1,500万円まで
非課税

※例えば…お孫さまが3人の
場合、最大4,500万円まで
非課税で贈与できます。

制度のイメージ図



- 専用口座開設は、受贈者(子・孫等)1人につき1口座です。複数口座の開設はできません。
- 一度贈与すると、贈与者(祖父母等)には、金銭は戻せません。
- 将来、受贈者(子・孫等)が30歳に達した時、贈与を受けた金銭の残高がある場合、贈与税が課せられます。
- 現行制度でも、扶養義務者間(親子間等)で必要な都度支払われる教育資金は贈与税が非課税です。
- 塾や習い事の月謝等のうち、一定のものについては1,500万円のうち最大500万円まで非課税です。
- 上記の他にも、ご利用にあたっては留意点がありますので、詳しくは、お気軽に最寄りの支店にご相談下さい。

※具体的な税務上の取扱いについては、税理士等にご相談・ご確認ください。